

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号：24地福第3-3)
訪問調査 実施日：平成26年3月4日(火)

②事業者情報

名称：(法人名)瀬戸市(株式会社トットメイト) (施設名)瀬戸市立東保育園	種別：(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名：(園長)菱田 いずみ	定員(利用人数)：80名
所在地：〒489-0893 愛知県瀬戸市春雨町4	TEL：0561-82-2284

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆防災訓練(避難訓練)からの学び 災害時の備えとして、年間計画を作成して防災訓練(避難訓練等)を実施している。実施後には報告用紙を使用して、評価・反省が行われている。今年度の防災訓練では、これまで職員の誰一人として疑問に感じていなかった「保育場所と“靴”との位置関係」が、課題として浮上した。子どもは常に同じ場所(ホームクラス)にいるとは限らない。災害発生時の避難に、「裸足は不適切」とするのであれば、子どもの園内での移動に伴って“靴”も帯同すべきか？の疑問である。今後の検討によってルール化することであるが、これもP-D-C-Aのサイクルを回して得られた成果である。</p> <p>◆「連絡ノート」による保護者との関係構築 言葉による意思表示や説明能力の乏しい乳児や年少クラスにおいては、保護者との情報共有のための「連絡ノート」の活用は珍しいことではない。しかし、当園では幼児クラスでも「連絡ノート」が活用されている。「連絡ノート」が、単に情報伝達のツールの域を超え、保護者と園(職員)との信頼関係の橋渡しとなっている。保護者からは、「対応が丁寧」、「先生が社会的、明るい」、「挨拶、声掛けがある」、「先生が熱心」等々、讃辞が山ほどあった。</p> <p>◆進んできたマニュアルの整備 第三者評価の受審が契機となって、マニュアル整備が進んでいる。これまでの「保育マニュアル」に盛り込まれていなかった「実習生受け入れ」や「ボランティア受け入れ」、あるいは子どもの安全を護るために必要と思われる各種のマニュアルが、新たに策定されている。「マニュアルを作ることを目的とせず、業務の標準化、均一化を図るために、また職員の教育用にと、今後も本来目的に沿った取り組みを続けて行ってほしい。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆迫られる中・長期計画の策定 これまでの市との業務委託契約が今年度で終了し、平成26年度からは完全民間運営の保育所へと移行する。まだ中・長期計画として文書化されたものは策定されていないが、今こそ中・長期計画が必要な時となっている。保育内容を見直し、必要人材(職員育成)のプラン、施設整備、マニュアル整備、地域交流、安全対策、収支計画等々を中・長期計画に盛り込み、園の進むべき方向性を内外に示す時である。</p> <p>◆職員の積極性、自主性 民間の運営する“公立(市立)”保育園ではあるが、純粋な公立保育園と比較すれば明らかに行事が多い。働きやすい職場づくりにも取り組んでおり、休憩時間の確保や有給休暇の取得も奨励されている。このような就労条件の中にあって、職員に限られた時間の中で職務を全うすることは困難を極める。ルーティンの仕事に流れ、新たな取り組みに意欲を失う職員が出てくる。そんな悪弊に陥る前に、職員の積極的、自主的な活動を推し進めてほしい。自主的に自己評価を実施し、課題を見つけて改善計画を立案し、積極的に改善活動へとつなげていく。そんな職員が育つ保育環境の構築を期待したい。</p>
--

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

昨年に引き続きの受診となった。弊社は市から業務委託を受けて11年にわたりこの東保育園を運営してきたが、来年度瀬戸市立から、弊社の運営する民間園に変わるため、本年はこの準備が大きな課題となっていた。

昨年の評価結果に対して改善をした部分が今年度評価結果が良くなっているのも、職員もPDCAサイクルの重要性を、さらに認識できたものと感じている。現状結果に満足せず、さらなる改善を行っていきたい。

また来年度は、公立という枠から外れるわけで、民間園としての期待に応える運営が行えるよう一層の努力をしていきたい。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

法人の基本的な理念があり、それを受けた「保育方針」、「今年度の目標」を定めて、それらを保育の実践につなげようとしている。特に「保育方針」には具体的な5項目を掲げており、園が目指す保育の方向性を知ることができる。
職員会議やクラス会議の際には、職員が理念の唱和を行って周知を図っている。さらに、新たな採用予定者(学生)が内定したときには、採用予定者の両親を集めて研修会を実施し、法人代表が法人の考え方や職員としての心構え等を伝えている。保護者への「理念」や「方針」の浸透は十分であり、保護者アンケートでも実証された。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

これまでの市との委託契約が平成25年度で終了し、26年度からは純民間保育園としてスタートを切ることとなっている。制度の転換期であることから中・長期計画は策定されておらず、法人の作成した「5ヶ年計画」を準用している。園独自の中・長期計画の本格的な策定作業は26年度以降となる。
事業計画(「平成25年度保育園管理案」)の作成にあたっては、職員の意見をクラス単位でまとめ、それを集約して計画に反映させている。保護者アンケートで見ると、理念や方針の周知と比較すると、事業計画の周知は数値的に劣っていた。「行事計画」だけにとらわれず、広く事業全般の周知方法についての工夫が望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉠ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉠ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉠ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組みに指導力を発揮している。	保 13	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

平成26年度より、市との委託契約から完全民間移行へと大きな転換期であり、市との重要な交渉は法人代表が担当している。園長の職務分掌については、「保育園管理案」の中の「職務分担表」に示されている。法人内の園長会で関連法規に関する勉強会を行っているが、職員にまで理解を促す取り組みには至っていない。
主任保育士の退職があり、新しい主任保育士が誕生した。経験の少なさ故に、まだ力不足の感は否めず、園長がリーダークラスをまとめ上げて主任保育士をカバーしている。「保育の見直し」を実施したり、子どもの年齢別に振り返りを行うなど、改革・改善にも努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ ㉠ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市が主催する園長会への出席は法人代表の役割となっており、市からの重要な情報は代表を経由して園に入る。来たるべき「完全民営化」が待たなして迫っており、円滑な移行のために法人挙げての対応となっている。ただし、民営化に向けて市の意向に沿った制度整備を優先的に行っており、チーム(改善委員会等)や担当者を決めて経営上の課題を分析したり、改善計画を立案する等の組織的な取り組みは次年度以降の課題となる。
公認会計士事務所の監査を受けており、法人の内部監査制度の実施と相まって、事業経営の透明・健全化の取り組みは十分である。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉠ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉠ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ① ・ c

評価機関のコメント

人事面の課題として、離職した職員の補充を最優先に取り組んでおり、将来に亘っての必要人材に関するプランの明文化はない。人事考課が年に2回実施されており、効果的なフィードバック面接の実施もある。考課者研修を実施し、フィードバック面接の要点に関して、考課者の「眼」を揃える配慮もある。

法人の年間研修計画に沿って職員研修が実施されており、受講後には報告レポートを提出させている。研修レポートは法人代表にまで回付され、コメントが書き加えられて園長に帰ってきている。「実習生受け入れについて」と題したマニュアルを整備し、2名の実習生の受け入れを実施したが、研修の成果を検証した評価の記録が残されていなかった。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもを安全に保育するために必要なマニュアル類は揃っており、災害時のために「おんぶひも」の用意もある。防災訓練(避難訓練)の実施後には、報告用紙を使用して評価・反省を行い、次回計画に反映させている。今年度の反省として、「子どもたちの保育場所と“靴”との位置関係」が浮かび上がった。これまで疑問に感じなかったことが、大きな課題として浮上した。これを機に適切なルールが作成されるとのことであるが、これもP-D-C-Aを回した成果であろう。

専門業者による遊具の安全点検は年間2回実施されており、その他に毎朝職員による自主点検を行っている。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	① ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	① ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

地域との交流を積極的に推進しており、自治会役員の仲立ち(回覧板)で、高齢者20名ほどが定期的に園を訪問している。敬老の日には園児が祖父母を招待して「お抹茶の会」を開く。中学生の体験学習の受け入れも活発に行われており、年間50名の生徒を受け入れている。
市の異年齢交流事業の指定園として年間8回の活動実績があり、毎回5～10組の親子が参加している。ただ、「園庭開放」の取り組みには目立った成果が出ておらず、地域への周知方法をも含めて検討の余地を残している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

「保育マニュアル」や苦情に関するマニュアルがあり、4月に全職員を対象に研修を行っている。入園後、最初の個人面談が入所一ヶ月後位に行われており、園での様子を伝えたり、家庭での様子を聞き取ったりする他に、法人や園への意見・要望を聞き取っている。毎日使用する連絡ノートで、早朝や延長の時間に保護者から出てきた意向を把握し、すぐに対応できるようにしている。園の運営上、全ての希望に添える訳ではないので、どのような対応を取ったか、どうして対応ができないのかを記録に残し、保護者に伝えることも必要であろう。苦情に関しては、決められた様式を使用して対応している。苦情受付も園以外に市や法人の第三者が行っており、保護者も意見を言いやすい環境にある。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	① ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価を受審することで、今まであった保育に関するマニュアルの他に、ボランティア受け入れや安全管理など、新たにマニュアルの作成をしている。職員一人ひとりが法人独自の自己査定(人事考課制度)を行っていて、資質の向上に務めている。園全体の自己評価を行うことや出てきた課題の改善策などを、一部の職員だけの取り組みとすることなく、全ての職員の参画で行われることを期待したい。
記録の管理は書庫の内扉に一覧表が貼ってあり、適切に管理されている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

市のホームページの他、法人のホームページもあり、それを活用して情報を発信している。見学は随時行われており、入園のしおりの中から必要な情報を伝えている。園の運営は民間委託であるが、制度上は市の保育園に準じているため、申し込みや諸手続きは市が行っている。休日保育の申し込み受け付けも市が行っており、登録制になっている。休日保育は1日に2～3名の利用がある。
転園や退園する子どもはほとんどいないが、対応するためのマニュアルがあり、適切に対応ができる体制になっている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

市が行う入園の決定や提出された書類によって児童票が作成されている。家庭状況に合わせて延長保育や休日保育を行っている。アレルギー児に関しては、半年に1回検査報告書と医師の指示書を提出してもらい、事故につながらないよう適切な対応をしている。

指導計画では、年案、月案、週案、日案があり、日案では活動に対しての反省を書くようにしながら翌日の保育へとつなげている。また、乳児は個別の指導計画を用いて、子どもの様子や評価、反省を行っている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

0歳児用に布ボールや手作り玩具があり、誤飲がないように未満児用のブロックは大きい物を用意するなどの工夫が見られる。階段下やフロアの隅にブロックなどの玩具が用意されており、各年齢が共同で使用できるようになっている。保育の記録や個別の指導計画などは、誰が見てもその子どもの発達や性格が分かるような書き方をすれば、記録としての価値が担保される。子どもを取り巻く環境の中には、物的、人的環境による保育だけではなく、清潔な環境も含まれている。衛生管理として、それぞれの掃除を誰が行うのか、誰が責任者なのかを明確にする必要があろう。サービスの質の向上のため、自己評価に限らず、保育のあらゆる面で、職員個々が積極的かつ主体的に関わりを持つことを期待したい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	非該当
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

障害児保育は行われていない。
給食は業務委託であるが、月に1回業者を交えて給食会議を開き、把握している子どもの食べ具合を報告し、調理方法の工夫や量の調節を検討している。離乳食も子どもの発達に合わせており、月に7回程度は手作りおやつにするなど、食べる意欲が持てるようにしている。食育の年間計画の中で夏野菜の栽培を計画し、食への関心を誘っている。アレルギー児に関しては、医師の診断により除去食を提供している。アレルギー児には専用トレイが用意されていて、子どもの名前と除去する食材を書いた紙を乗せている。それを2名の職員が確認することで誤食を防いでいる。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

保護者総会や保育参観時に、子どもの発達について話をする機会を設けている。乳児には家庭の様子や園の様子を毎日知らせる連絡ノートがあるが、幼児にも毎日記入ができる連絡ノートがあり、保護者が子どもの発達について相談ができる環境にある。身体測定時以外にも朝の受け入れ時に傷の有無の確認をしたり、保護者から話を聞くなどして、虐待の防止に務めている。